○片品村住宅新築改修等補助金交付要綱

平成24年4月1日要綱第5号

改正

平成 26 年 3 月 13 日要綱第 6 号 平成 28 年 3 月 3 日要綱第 2 号

片品村住宅新築改修等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の新築又は改修等の費用の一部を補助することにより、村民の 住環境の向上を図るとともに、村内商工業の活性化に資するため、予算の範囲内におい て補助金を交付するものとし、補助金の交付については、片品村補助金等交付規則(平 成23年規則第15号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
 - (2) 併用住宅 建築物に個人住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。 (対象者)
- 第3条 補助金の交付対象となる者(以下「対象者」という。)は、片品村に住民登録を 行っているもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 村内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者又は村内に新築を予定している 個人住宅及び併用住宅の建築主
 - (2) 次条第1項に規定する個人住宅及び併用住宅の新築又は改修等の工事を第5条の 施工業者に依頼して行う者
 - (3) 村税等の滞納のない世帯に属している者

(補助対象工事)

- 第4条 補助金の交付対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。
 - (1) 個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事であること。
 - (2) 前号に掲げる工事費用が20万円以上(消費税除く。)であること。
 - (3) 年度内に完了する工事に限ること。
- 2 前項各号に規定する工事のうち、併用住宅の工事については、個人住宅部分を補助対象とし、共用部分については床面積の割合で案分し、補助対象を算出する。

(施工業者)

第5条 施工業者は、村内に本社又は本店を有する事業者であって、前条第1項第1号に 規定する工事を業としている事業者とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象事業費(消費税除く。)の10%以内で20万円(ただ

- し、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)を限度とし、予算の範囲内とする。
- 2 補助金の交付は、当該住宅について1度限りとする。 (交付申請)
- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着手以前に、片品村住宅新築改修等補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに交付決定の可否を 行い、片品村住宅新築改修等補助金交付決定通知書(様式第2号)又は片品村住宅新築 改修等補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(変更)

第9条 申請者が、工事内容を大幅に変更するときは、片品村住宅新築改修等補助金変更申請書(様式第4号)を提出し、村長の承認を得なければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかに片品村 住宅新築改修等補助金実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて提出しなければな らない。

(交付確定)

- 第11条 村長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、片品村住宅新築改修等補助金の額の確定について(様式第6号)により交付額の確定を行うものとする。
- 2 村長は、実績報告書を審査の上、要件を満たさないと判断したときは、交付決定を取り消すことができる。

(補助金の請求)

- 第12条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに片 品村住宅新築改修等補助金請求書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。 (補助金の交付)
- 第13条 村長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する ものとする。

(補助金の返還)

第14条 村長は、偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(現地調査)

第15条 村長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった新築又は改修等の工事について現地調査を行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成26年3月13日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月3日要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。